

2章 回収作業に必要な基礎知識

	ページ
1 はじめに	2-2
2 対象となるフロン類	2-2
3 回収基準	2-3
1 対象ボンベのタイプ	2-3
2 回収量	2-4
3 過充てん	2-6
4 移充てん	2-8
5 ボンベの管理方法	2-8
6 回収機の管理方法	2-9
7 検査期限	2-10
4 運搬基準	2-12
1 フロン類の引渡しのための容器	2-12
2 フロン類の引渡し	2-13
3 指定引取場所	2-15
5 引取基準	2-16

1 はじめに

フロン類を回収するときには、『**高圧ガス保安法**』の規定に従う必要があります。

- 法で定める上限重量を超えてボンベにフロン類を充てんしないこと。
- 法で定める検査に合格し、かつ充てんするフロン類の刻印があるボンベを使用すること。
- CFC（R12）、HFC（R134a）、その他のガスを同一ボンベ内に充てんしないこと。

メモ

その他の遵守すべき事項の詳細は、『**高圧ガス保安法**』を参照してください。

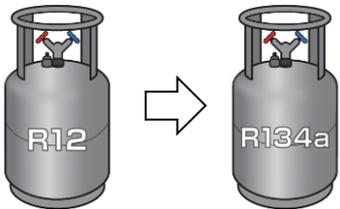
2 対象となるフロン類

回収対象となるカーエアコンに使用されているフロン類の種別は、CFCとHFCの2つに分類されます。

[フロン類]

総称	種別総称	代表的な種別
フロン類	CFC（クロロフルオロカーボン）	R12
	HFC（ハイドロフルオロカーボン）	R134a

[ボンベの刻印]

ボンベの刻印	ボンベの種類	充てんするフロンを変更する場合
FC1 FC2 FC3	CFC用 HFC用	フロン類回収業者にて スプレー等で旧フロン名称を消し 新たに充てんする名称を表示してください。 (例) CFC用をHFC用に変更する 
R12 または CFC	CFC用	耐圧試験を行わなければ 変更する事はできません。 ボンベ購入先または回収容器検査所（ 2-11 ページ ） にお問い合わせください。
R134a または HFC	HFC用	
記載無し	ボンベ購入先または回収容器検査所（ 2-11 ページ ）にお問い合わせください。	

3 | 回収基準

フロン類を回収するときには、『自動車リサイクル法（[法第十二条/施行規則第六条](#)）』で定められている回収に関する基準に従って、フロン類をCFCとHFCに分けて所定のポンベに回収する必要があります。

ポンベには、白色の油性塗料等で「R12用」、「R134a」用など、フロン類の名称を必ず明記してください。

👉 ポイント

フロン類の回収に関する基準

- フロン類およびフロン類の回収方法について十分な知見を有するものが、フロン類の回収を自ら行い、またはフロン類の回収に立ち会うこと
- 特定エアコンディショナーの冷媒回収口における圧力の値が、一定時間を経過した後、以下のフロン類の充てん量の区分に応じ、それぞれの圧力以下になるよう吸引すること（＝二度引き）

フロン類の充てん量	圧力
2kg 未満	0.1MPa 以下
2kg 以上	0.09MPa 以下

1

対象ポンベのタイプ



2 回収量

フロン類回収料金は、自動車メーカー等で設定している基準引取量以上のフロン類が回収された場合に規定の料金が支払われます。なお、基準引取量を下回った場合は、その量に比例して回収料金が減額されます。

『**高圧ガス保安法**』の回収基準に従った回収を行うため、以下の作業を実施してください。

作業の詳細については「3章 回収作業の手順」(3-1 ページ)をご確認ください。

メモ

基準引取量とは、回収基準を満たした適正な回収行為を確保するための基準です。

① 漏れ防止バルブの使用

フロン類を回収した後、車両やボンベから接続ホースを取り外すと回収したフロン類が漏れる可能性があります。ボンベの接続側および車両接続側にフロン類の漏れ防止バルブ（ストップバルブ^{*1}）を取り付けることをお勧めします。

② 二度引きの実施

エアコン内にオイルが残っている場合は、オイルに溶け込んだフロン類が気化しきれないまま残存しているため、最初に回収した後 10 分程度放置しオイルからフロン類が気化した後、回収機等のゲージ圧力が上昇したら、再度回収を実施してください。^{*2}

③ パージ（リフレッシュ）作業の実施

ボンベを交換するときは、回収機の内部に溜まったフロン類を全てボンベに移すこと（＝パージ作業）で、回収機からの漏れや CFC/HFC の混入を防止することができます。

1 日の作業が終わった後にパージを行っておくことも、夜間の回収機からの漏れを防止する有効な手段です。^{*3}

メモ

*1 ストップバルブとは、レバーを回転させてホース等からガスが漏れるのを防ぐ機能があるものをいいます。



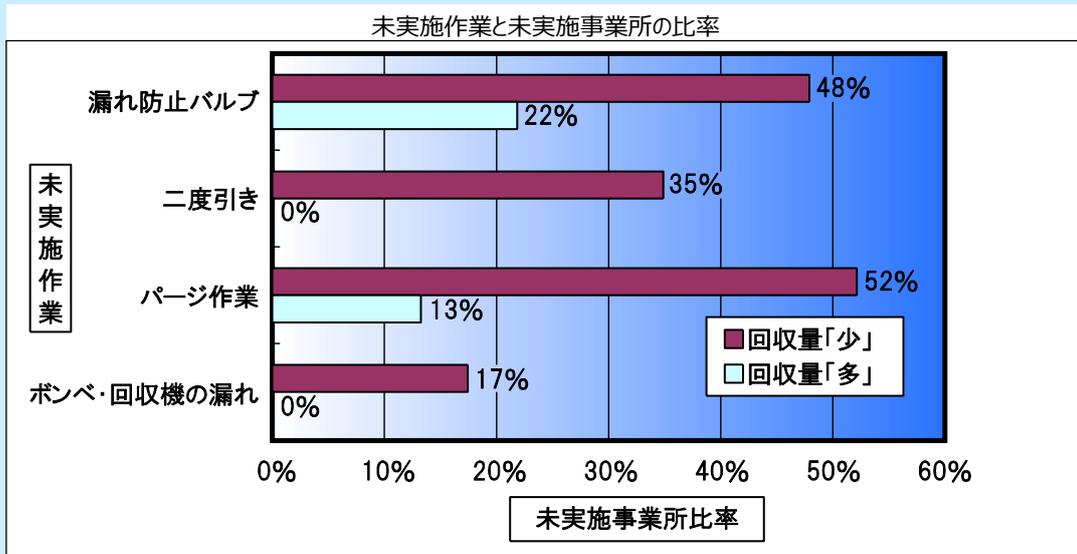
*2 冬季の気温が低い時期やワンボックスカー等でなかなか回収しにくい場合には、事前に数分間エアコンを ON にした状態で暖機運転を行うことで回収しやすくなりますのでお試しください。

*3 パージ機能がない回収機を使用されている場合は、ストップバルブ等を使用してフロン類が大気中に放出されないように管理してください。

ポイント

回収量についての調査結果（2006年8～9月）

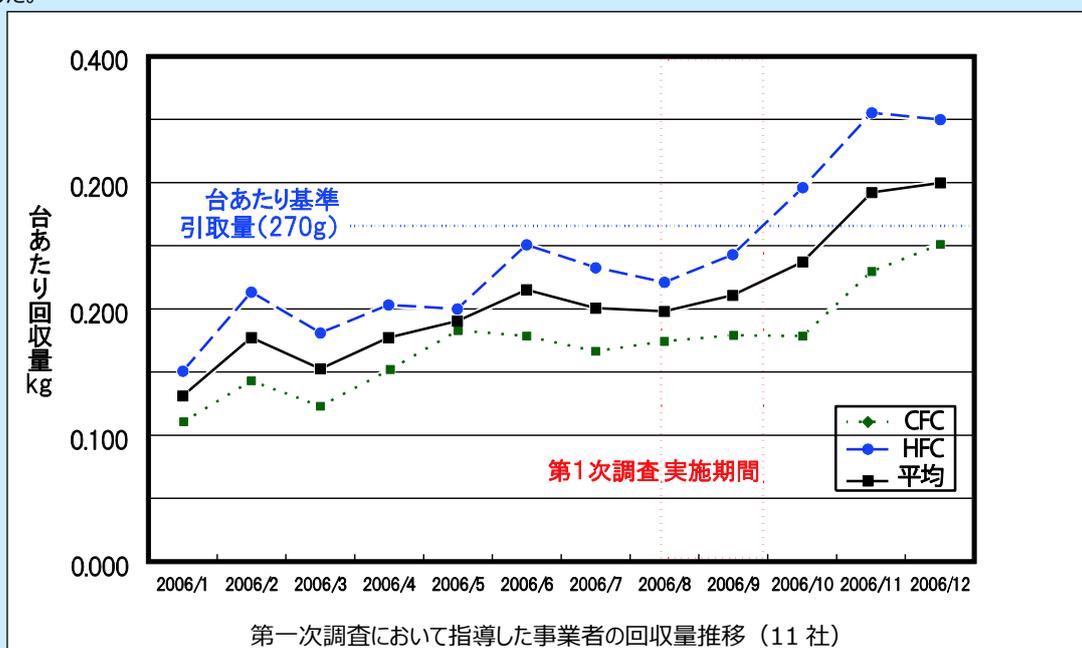
2006年8～9月に自再協が実施した調査によると、回収量が多い事業所と少ない事業所では、以下の作業に差がありました。



〔未実施・実施による影響〕

作業内容	影響
漏れ防止バルブ	漏れ防止バルブを使用せずに車両・ボンベからホースをはずしたところ、ホース・回収機内に残留していたフロン類が大量に放出された（放出量は測定不能）。
二度引き	10分程度放置した上で二度引きを実施することで、ガス種にかかわらず、20～50gが回収できた。
パージ作業	パージ作業を実施することで、ホース・回収機内に残留していたフロン類が10～210g回収できた。
ポンベ・回収機の漏れ	回収機本体・ボンベ本体（主にバルブ部）からフロン類が徐々に漏れだしていた（放出量は測定不能）。

2006年8～9月調査時に回収量が少なかった事業者において、上記作業を徹底したところ、以下の通り1台あたりの回収量が改善しました。



3

過充てん



警告

フロン類が充てんされたポンベの内部は非常に高い圧力がかかっており、ポンベ上限重量を超えて過充てんされたポンベは、その圧力に耐えきれず破断する可能性があり大変危険です。また、破断によって飛散したフロン類が皮膚や目にかかる、やけどや失明に至ることがありますのでご注意ください。

ポイント

- 『高圧ガス保安法』では、フロン類の種別ごとにポンベの内容積に応じて充てん量の上限が規定されています。上限を超えて充てんした場合（＝過充てん）、『高圧ガス保安法』違反として罰則（6ヶ月以下の懲役若しくは50万円以下の罰金）が科せられます。
- 『高圧ガス保安法』では、過充てん防止機能を有する機器を使用することが規定されています。これらの機能を有する回収機を使用して、過充てん防止に努めてください。
- 所有するポンベの上限重量を適切に管理・把握するため、「ポンベ管理表」（7-4 ページ）への記入をお勧めいたします。

① 過充てんの発生原因

- 過充てん防止機能を有する回収機器を使用していない
- 過充てん防止機能が正しく働いていない
例： ケーブル類（セーフティーケーブル）が正しく接続されていない
ポンベが傾いた状態で回収を行っている
- フロートセンサーの変形、破損、汚れによる動作不良（ポンベ内蔵式の場合）
- フロートセンサーの動作不良は「過充てん防止機能タイプ別動作確認方法」（2-7 ページ）の動作確認方法では確認できない場合があります。異常を感じた場合は、早急に検査所（「回収容器検査所一覧」2-11 ページ）に点検を依頼してください。

② ポンベ上限重量の確認方法

ポンベには内容積が表示されており、この内容積とフロン類の種別 [CFC (R12) ・HFC (R134a)] による充てん定数に応じて上限重量が決まります。

- ポンベ上限重量 = ポンベ内容積 ÷ フロン類種別ごとの充てん定数

[フロン類種別ごとの充てん定数]

種別	充てん定数
CFC (R12)	0.86
HFC (R134a)	0.95

[ポンベの内容積の確認方法]



- ポンベの内容積の表示が V21（21L ポンベ）と刻印されたポンベに HFC を充てんした場合の上限重量は以下の式になります。

$$V21 (L) \div 0.95 = 22.1\text{kg}$$

- なお、この上限重量を便宜的に想定する方法として、ポンベに表示されている内容積（L）を kg に置き換えて目安とすることもできます。

$$V21 (21L \text{ ポンベ}) \rightarrow 21\text{kg}$$

メモ

満タン重量について

満タン重量とは、ポンベ空重量と内容積の合計重量のことです。

ポンベ空重量が 12kg、内容積（L）が 21 の場合、満タン重量は以下の式になります。

$$12\text{kg} + V21 (L) = 33\text{kg}$$

👉 ポイント

あらかじめ満タン重量を算出しポンペに表記しておく、回収のときに便利です。

③ 過充電防止機能のタイプと動作確認方法

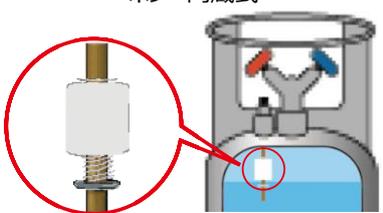
過充電防止機能を有する回収機器を使用すると、充電量が上限に近くなると自動的に回収作業が停止します。過充電防止機能が正常に動作しないと過充電につながるため、必ず回収作業を始める前に動作チェックを行う必要があります。

👉 ポイント

- 過充電防止機能の故障時に備えて重量計での管理（「過充電を防止する」3-6 ページ）も併せて実施することをお勧めいたします。
- 過充電防止機能が正常に動作しない場合は、機器メーカーに点検を依頼してください。
- 動作確認の具体的な方法については回収機、計量器の取扱説明書を参照してください。

過充電防止機能は、以下に紹介するものがあります。

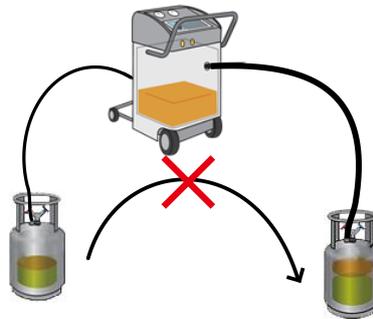
〔過充電防止機能タイプ別動作確認方法〕

過充電防止機能のタイプ	過充電防止機能の動作確認方法
<p>ポンペ内蔵式</p>  <p>フロートセンサー</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 空のポンペを正常な状態で接続し、電源を ON にして回収機の「満液ランプ」が消灯していることを確認する。 2. ポンペを逆さまにし、回収機の「満液ランプ」が点灯して回収が停止することを確認する。 <p style="text-align: center;">↓</p> <p>上記の動作が確認できない場合は、液面検知用のフロートセンサーの故障、あるいは回収機の故障が考えられる。</p>
<p>計量器内蔵式</p> 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 空のポンペを計量器の上に置き、正しく接続した後、計量器の「0 点調整」または「回収容器設定」を行なう。 2. 電源を ON にし、回収機の「満液ランプ」が消灯していることを確認する。 3. ポンペを手で押して重量を加え、「満液ランプ」が点灯して回収が停止することを確認する。 <p style="text-align: center;">↓</p> <p>上記の動作確認ができない場合は、計量器または回収機の故障あるいは設定ミスが考えられる。</p>
<p>計量器一体型回収機</p> 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 空のポンペを正常な状態で接続し、電源を ON にして回収機の「満液ランプ」が消灯していることを確認する。 2. ポンペを手で押して重量を加え、「満液ランプ」が点灯して回収が停止することを確認する。 <p style="text-align: center;">↓</p> <p>上記の動作確認ができない場合は、回収機の故障あるいは設定ミスが考えられる。</p>

4

移充てん

移充てんは、しないこと。



5

ボンベの管理方法

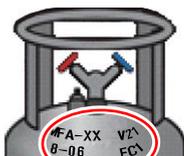
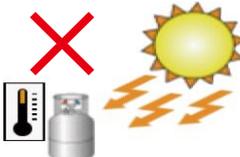
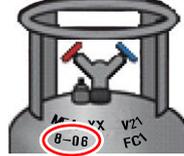


注意

- ・ 『高圧ガス保安法』では、充てんするガスの名称を表示することが義務付けられています。
- ・ フロン類の漏れが発覚した場合は、至急管轄の自治体へご相談ください。
- ・ 何台も連続して回収するとボンベが高温になることがあります。温度管理にご注意の上、回収作業を行ってください。

フロン類のボンベは、日常の取扱いや管理が重要です。

管理が不十分なボンベは、フロン類の漏れの原因や『高圧ガス保安法』違反になりますので、以下を必ず実施してください。

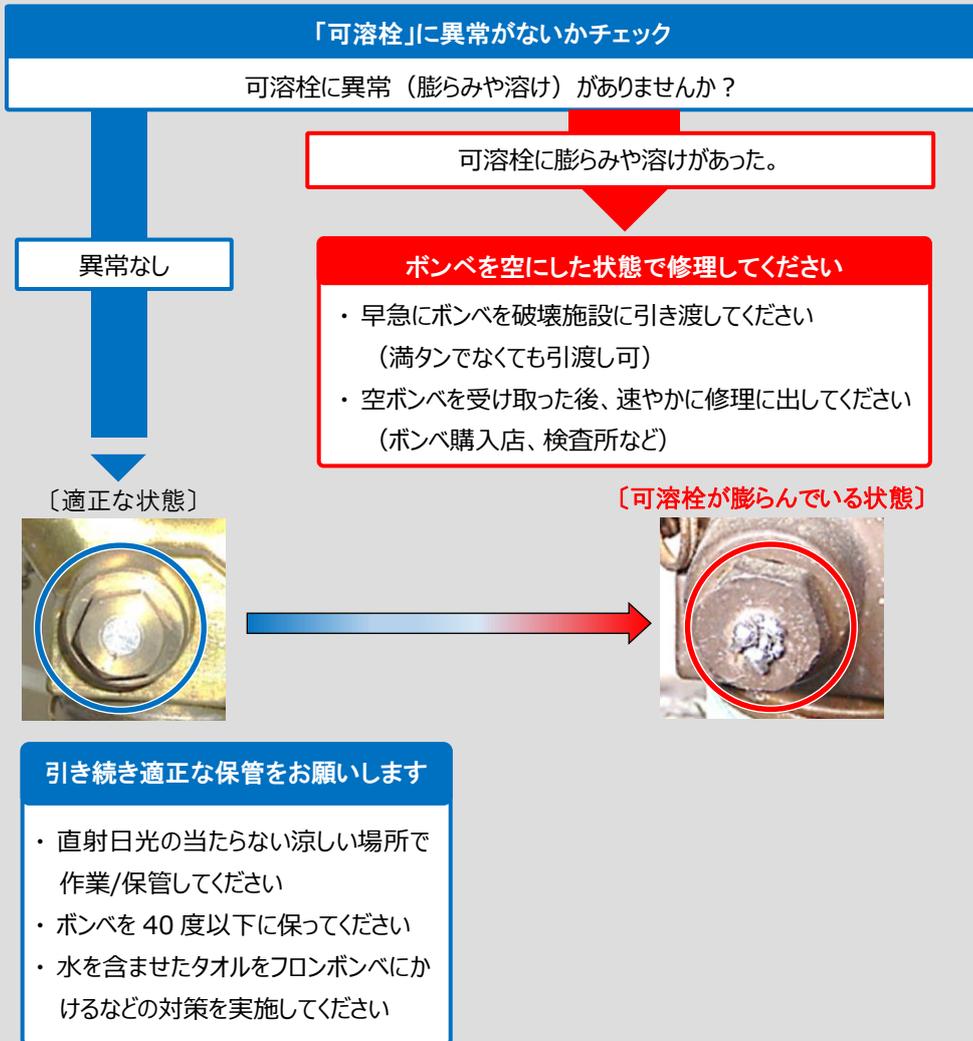
状態	管理方法	参照ページ
	① バルブの確認 作業前にバルブのゆるみ・変形等がないことを確認してください。	2-16 ページ
	② 可溶栓の確認 可溶栓に膨らみや溶けがないことを確認してください。	2-9 ページ
	③ 常に刻印が読める状態に 日頃からボンベの汚れをこまめに落とし、検査期限等の刻印が判別できるようにしてください。	1-3 ページ
	④ 充てんガス名称の明記 回収するガスの名称を明記し、異なるフロン種別を混入しないください。	2-3 ページ 2-12 ページ
	⑤ 適切な場所での保管 ボンベは直射日光の当たらない 40℃以下の場所に保管してください。	2-9 ページ
	⑥ 検査期限の管理 検査期限内に必ず再検査してください。	2-10 ページ

メモ

可溶栓の確認方法

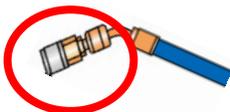
フロンポンペは、40℃以下に保つことが法律上規定されています。『可溶栓』にふくらみが見られる場合には内部圧力が上昇し、フロン類の漏れや、可溶栓飛び出しによる事故の原因となるため注意が必要です。

特に6月から9月の夏季はポンペの使用・保管環境が高温となり、可溶栓が溶けることによるフロン類の漏れが増える時期のため、注意が必要です。



6

回収機の管理方法



回収機や付属品のメンテナンスを定期的に行ってください。

ホースのカプラは接続を繰り返すうちにシール部が摩耗し、フロン類が漏れてしまう可能性があります。

メモ

異常があった場合は、回収機を購入した販売店か回収機メーカーにお問い合わせください。

7

検査期限



注意

検査期限が切れたボンベを使用することは漏れ・破損等の危険があり、そのまま使い続けることは『高圧ガス保安法』で禁止されています。

検査期限が迫ったボンベは、期限前に必ず再検査を行ってください。

① 検査期限の確認方法

<ステップ 1>

ボンベの継目なし

ボンベの継目あり

<ステップ 2>

TP3.1M 以上

TP3.0M 以下^{*1}

<検査期間>

5 年ごと

5 年ごと^{*2}6 年ごと^{*2}

*1 V25（25L ボンベ）以上の場合、5 年ごとです。

*2 製造から、20 年以上経過した継ぎ目ありボンベの検査期限は 2 年ごとです。

耐圧試験圧力や検査期限は、ボンベ上部に刻印されています。

メモ

例) <耐圧試験圧力>

耐圧試験圧力 (Mpa)

3.0M

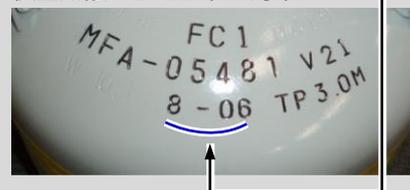


例) <検査期間>

製造年月または検査年月

製造年月：2006 年 8 月

検査期限：2012 年 7 月末



メモ

検査についてはボンベを購入された販売店やボンベメーカー、または次ページの検査所（2-11 ページ）へお問い合わせください。

(参考) 回収容器検査所一覧

会社名	郵便番号	住所	電話番号
北海道エア・ウォーター(株)	061-3241	北海道石狩市新港西 3 丁目 750 番地	0133-73-3790
(株)マルビシ高圧	989-6422	宮城県大崎市岩出山字重蔵 87-3	0229-72-1570
(株)ワコー産業	339-0071	埼玉県さいたま市岩槻区相野原 211-2	048-794-4500
大静高圧(株)	411-0945	静岡県駿東郡長泉町本宿 291-1	055-986-5485
三保産業(株)兵庫営業所	671-2515	兵庫県宍粟市山崎町五十波 1064 番地 7	0790-63-0695
(株)九州エルピー	849-0111	佐賀県三養基郡みやき町白壁 4305-2	0942-89-2344
沖縄フロン回収処理(株)	901-2134	沖縄県浦添市港川 401	098-874-2521

※上記表中の住所は、実際に検査をする場所とは異なる場合があります。

※費用等詳細は各検査所にお問い合わせください。

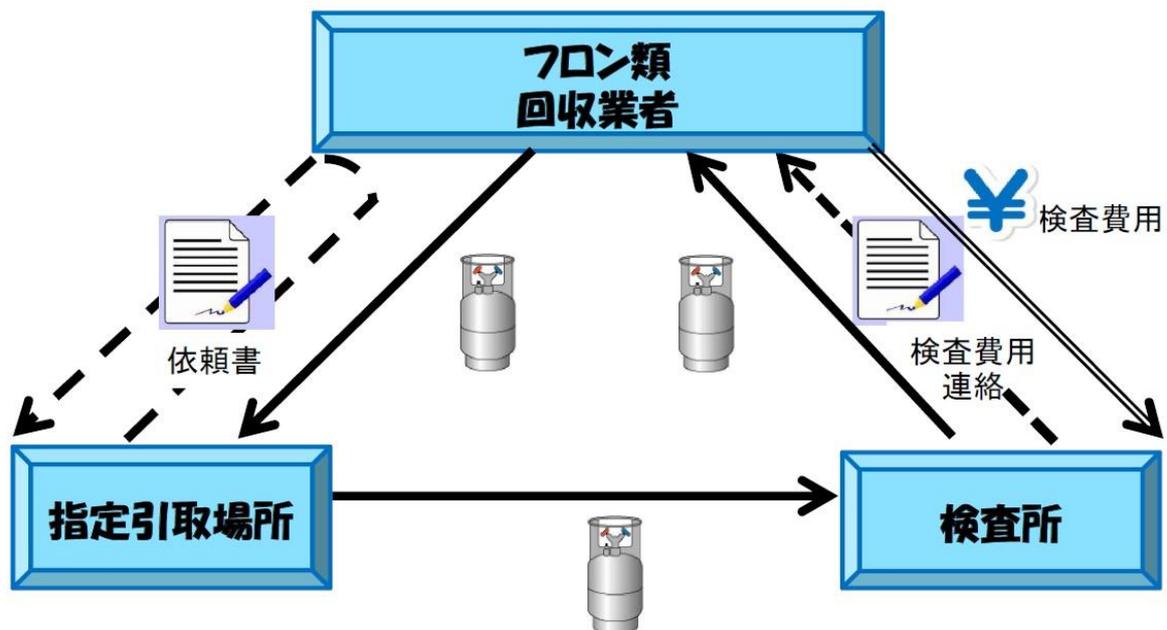
ポイント

再検査を受ける場合は、ボンベが満タンになっていなくても指定引取場所へ引渡してください。

② 指定引取場所へ引渡後にボンベの検査期限切れが判明した場合

自再協独自の取り組みとして、指定引取場所から検査所への直送を実施しております。(検査所直送スキーム)

指定引取場所からの Fax・電話連絡にてご確認ください。



メモ

検査にかかる諸費用は、回収業者皆さまのご負担となります。

自ら手配して検査を受けられる場合は、通常通り返却します。

4 運搬基準

フロン類を運搬するときには、『自動車リサイクル法（**法第十三条/施行規則第七条**）』で定められている運搬に関する基準に従って、フロン類を引渡し・運搬する必要があります。

👉 ポイント

フロン類の運搬に関する基準

- 回収したフロン類の移充てんを行わないこと
- 回収容器は、転落、転倒等による衝撃およびバルブ等の損傷による漏えいを防止する措置を講じ、かつ、粗暴な取扱いをしないこと

1 フロン類の引渡しのための容器

『高圧ガス保安法』に適合した 30 リットル以下のボンベをご使用ください。

① ボンベおよびボンベ専用ケース

- ボンベには、白色の油性塗料等で「R12 用」「R134a 用」など、フロン類の名称を必ず明記してください。
- ボンベを指定着払い方式で引き渡すときは、ボンベ専用ケースへの梱包が必要です。専用ケースは無償貸与しますので、希望される場合は、「ボンベ専用ケース発注申込書」（7-3 ページ）に必要事項をご記入の上 FAX でお申し込みください。



ボンベ



ボンベ専用ケース

📄 メモ

ボンベ専用ケースは、各社専用ではありません。

ボンベ引渡し時とは別のケースで返却されますのでケースには事業者名やフロン類の種類等を記入しないようお願いいたします。

2

フロン類の引渡し



注意

引渡報告（センター報告）は、運搬業者にポンペを引渡ししてから行ってください。

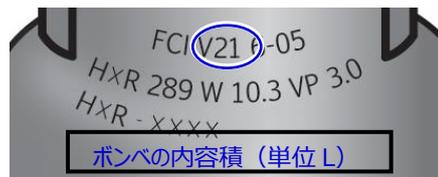
回収したフロン類の引渡しの際は、「運搬基準」（2-12 ページ）および「引取基準」（2-16 ページ）に従ってフロン類を運搬する必要があります。

運搬方法には、運搬業者に委託し、指定引取場所に運搬する「指定着払い方式」と、フロン類回収業者にて指定引取場所に持ち込む「持ち込み方式」の2つがあります。

① 指定着払い方式を利用する場合

- ・ 提携運搬会社に委託することで、大型ポンペ・専用パレットの指定引取場所までの運搬および返却が、効率的に行われます。
- ・ 運搬費用は、提携運搬会社へ直接支払われるため、フロン類回収業者が運搬料金を支払う必要はありません。（フロン類回収業者への運搬料金の支払いはありません）
- ・ ポンペサイズは、ポンペの刻印を現場で予め確認の上集荷依頼を行ってください。

ポンペ刻印（内容積）	ポンペのサイズ
V12 未満	10 kgポンペ
V12 以上～V15 未満	12 kgポンペ
V15 以上～V23 未満	20 kgポンペ
V23 以上～V30 以下	24 kgポンペ



- ・ 集荷のときに専用伝票を持ってお伺いしますので、「自動車フロン類引渡状」は不要です。

Web で依頼するとき

電子マニフェストシステム「都度入力・引渡報告」画面上で集荷依頼を行ってください。

<集荷依頼方法>

- ① フロン類回収工程のメニュー選択画面で「1.5 都度入力」を選択。
- ① パレットを発送拠点経由で発送する場合は、「1.9 荷姿変更」を選択。
- ② 引き渡すポンペの「集荷依頼」欄のチェックボックス（）をクリックしてチェック（）。
- ③ 「集荷依頼のときの指定項目」欄で、集荷希望日、希望時間帯、ポンペ・パレットサイズを選択。
- ④ 『集荷依頼』ボタンをクリック。

メモ

集荷可能日

集荷依頼後、最短で3日後（土日祝を除く）に集荷に伺います。

	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金
通常週	依			集								
		依		集								
			依					集				
				依					集			
					依					集		
						依					集	

=集荷依頼日
 =集荷可能日

電話で依頼するとき

フロン回収コールセンターに電話し、集荷依頼を行ってください。

フロン回収コールセンターより以下事項を確認させていただきますので、事前にご準備ください。

【確認事項】

- ・事業所コード
- ・集荷依頼を行うボンベの荷姿 ID (CHxxxx・……)
- ・ボンベのサイズ
- ・集荷希望日

《専用窓口》
フロン回収コールセンター
TEL：0120-260-994
(受付時間 9：00～17：30)
土曜・日曜・祝祭日は除く

FAXで依頼するとき

フロン回収コールセンターにボンベ集荷依頼書を FAX し、集荷依頼を行ってください。

ボンベ集荷依頼書に
上記【確認事項】を記入して FAX。
依頼書は、自再協 HP (<http://www.jarp.org/>)
よりダウンロードしてください。

《専用窓口》
フロン回収コールセンター
FAX：0120-260-995
(受付時間 9：00～17：30)
土曜・日曜・祝祭日は除く

ポイント

集荷依頼のときは、フロン回収コールセンターより以下の内容を電話にて確認させていただきます。

- ・ フロン類充てんボンベのバルブ閉栓がされていること
- ・ 漏れ防止キャップの締め付けが行われていること
- ・ ボンベ専用ケースへの確実な梱包がされていること

② 持ち込み方式を利用する場合

- 空のボンベは、フロン類回収業者自ら、またはフロン類回収業者が手配した運搬業者が指定引取場所で受け取ってください。
- 運搬料金は、フロン類回収業者に支払われるため、運搬委託する場合は、運搬業者へ運賃を支払う必要があります。
- 持ち込み方式を利用する場合、「自動車フロン類引渡状」の記入・添付が必要になります。
引渡状は、自再協 HP (<http://www.jarp.org/>) よりダウンロードしてください。

 **メモ**

自動車リサイクルシステムへの登録申込時に「指定着払い方式」を選択していない事業者が着払いで指定引取場所へ送った場合には、指定引取場所で引取りを行わないか、フロン類回収料金から運搬料金分を減額することになります。

3 指定引取場所

フロン類の指定引取場所は、発送地の区分ごとに設置しております。

〔自動車フロン類 指定引取場所一覧〕

発送地	指定引取場所（兼 破壊施設）
北海道	早来工営（株）札幌工場 〒061-3242 北海道石狩市新港中央 3-750-6
青森 岩手 宮城 秋田 山形 福島 栃木 群馬 新潟 富山	エコシステム秋田（株） 〒017-0005 秋田県大館市花岡町字堤沢 42
茨城 埼玉 千葉 東京 神奈川 山梨 長野 静岡 愛知	AGC（株）千葉工場 〒290-8566 千葉県市原市五井海岸 10
石川 福井 岐阜 三重 滋賀 京都 大阪 兵庫 奈良 和歌山 鳥取 島根 岡山 広島 山口 徳島 香川 愛媛 高知	エコシステム山陽（株） 〒708-1523 岡山県久米郡美咲町吉ヶ原 1125
福岡 佐賀 長崎 熊本 大分 宮崎 鹿児島	サツマ酸素工業（株） 〒891-0115 鹿児島県鹿児島市東開町 3-42
沖縄	沖縄フロン回収処理（株） 〒901-2134 沖縄県浦添市港川 401

 **ポイント**

破壊が完了したボンベは、原則 15 日以内に引き渡していただいた事業所に返却します。

5 引取基準



注意

フロン類を指定引取場所に引き渡すときは、フロン類の適正かつ確実な引取りのために「引取基準」に適合する必要があります（『自動車リサイクル法（法第十三条／施行規則第七条）』）。

自動車メーカーは、回収・保管・運搬の各工程において安全を確保するとともに、フロン類の漏れを防止し、フロン類回収業者の利便性や社会的効率性を実現するため、以下のとおり引取基準を設定しています。

ポイント

引取基準に定める「性状」「荷姿」「引取方法」に適合しない場合、原則として引取拒否となり、フロン類回収料金が支払われませんのでご注意ください。

基準の主な内容

性状

- 使用するポンベには、異なるガス種 [CFC (R12) /HFC (R134a)] を混入しないこと
- 再利用するために回収したフロン類と、自動車メーカー等に引き渡すフロン類を混入しないこと
- 整備時に回収したフロン類と、自動車メーカー等に引き渡すフロン類を混入しないこと

『高圧ガス保安法』／安全確保

安全確保

検査期限



検査実施年月は刻印で確認できます。
07-11と刻印がある
↓
2011年7月に検査実施

- ポンベが検査期限内であること

充てんガス種



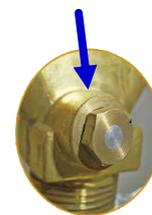
- ポンベに表示された種別のフロン類を充てんすること

適正ポンベ



- 『高圧ガス保安法』の規定のポンベであること

可溶栓



- 可溶栓が変形、漏出していないこと

荷姿

- 保安上の観点から、自動車メーカー等が定める「ポンベ引渡時のガイドライン」に従って引き渡すこと
- 自動車フロン類引渡状が大型ポンベ・専用パレットごとに添付されていること（指定着払い方式は不要）

『高圧ガス保安法』

安全確保

作業効率化

過充てん



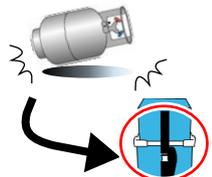
- 『高圧ガス保安法』で定める「上限重量」を超えてポンベにフロン類を充てんしていないこと

バルブ不良・異常



- バルブをしっかり密封していること
- 漏れ防止キャップを装着していること

専用ケース未梱包



- 専用の回収ケースに収納されていること

その他



- ポンベの引渡し・引取りのときに立ち会う等して、正しいポンベを引き渡すこと

引取方法

- 事前に申請された運搬方法でフロン類を指定引取場所に引き渡すこと
- 電子マニフェスト制度による引渡報告が行われていること

👉 ポイント

ボンベ引渡時のガイドライン

- ・『高圧ガス保安法』に適合した 30 リットル以下のボンベを使用すること
- ・ボンベを使用する場合は、『高圧ガス保安法』に定める検査期限内のボンベを使用すること
- ・ボンベの上限重量内でフロン類を充てんすること
- ・ボンベを指定引取場所に引き渡すときは、充てんされたフロン類が漏れないよう、以下の対策を講じた上で引き渡すこと

〔指定着払い方式で運搬する場合〕

- ・ボンベのバルブをしっかりと密封すること
- ・ボンベの充てん口に「漏れ防止キャップ」を装着すること
- ・自動車メーカー等が配布する運搬用専用ケースに確実に収納すること
- ・運搬業者との受渡時には必ず立ち会う等、間違ったボンベを渡さないこと

〔自社で運搬する場合〕

- ・フロン類が漏れることがないよう、上記〔指定着払い方式で運搬する場合〕に準ずる対策を講じること

対象ボンベのタイプ



① ロケット型

①のボンベは
使用できません。



② ガード無し



③ ガードの位置が低い

②、③を使用されている方は
自再協へご連絡ください。